

## 電磁的方法による選挙に関する細則

(目的)

**第1条** この細則は、環境アセスメント学会役員選挙に関する規程第14条第1項の規

定に基づき、電磁的方法による選挙に関し必要な事項について定める。

(有権者及び被選挙権者)

**第2条** 役員選挙の有権者及び被選挙権者は、選挙の投票期間開始日の60日前における選挙資格のある正会員とする。

(有権者名簿の作成)

**第3条** 選挙管理委員会は、役員選挙の公示に先立ち、有権者名簿を作成しなければならない。

(電子投票の実施方法)

**第4条** 役員選挙は電磁的方法を用いて行い、次の各号に従う。

- 一 投票は無記名投票とする。
- 二 会長選挙の投票は会長候補1名の投票を有効とする。会長候補者が1名の場合、信任投票とし、候補者について信任の可否を投票する。
- 三 理事選挙の投票は、理事候補については5名以内の投票を有効とする。
- 四 監事選挙は、候補者の信任投票とし、各候補者について信任の可否を投票する。

(無効票の判定)

**第5条** 選挙管理委員会は開票を管理し、個々の投票につき、以下の基準により無効票を判定する。

- 一 投票締切時間を過ぎて電子投票の手続きが行われた場合
- 二 他の会員のログイン情報を用いて投票を行った場合
- 三 所定の電子投票の手続きによらず投票を行った場合

(理事選挙の当選者の確定方法)

**第6条** 理事選挙の当選者の確定は、次の各号に従う。

- 一 有効得票数がもっとも多いものから順次、会長を除く理事定数の半数以上で、

理事会の定める員数の者を当選者とする。

二 前項の場合、最下位に有効得票数の等しい候補者が複数あるときは、選挙管理委員の立ち会いのもとに抽選によって順位を決定する。

(情報の機密保護)

**第7条** 選挙管理委員会は、電子投票システムの管理運営者と密に連絡をとり、投票者と投票結果に関する情報の機密保護に努める。

(細則の改正)

**第8条** この細則は、理事会の決議により改定することができる。

## 附則

(施行期日等)

- 1 この細則は、2024年5月30日から施行する。
- 2 この細則施行後の最初の役員選挙に限り、電子投票をすることが難しい特別な事情があると選挙管理委員会が認める場合は、第4条の定めにかかわらず通信投票によることができる。